

令和6年3月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月26日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議案第 1 号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 8 号 令和 5 年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第 9 号 令和 5 年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 10 号 令和 5 年度勝浦市水道事業会計補正予算

第 6 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第 1 号 令和 6 年 3 月のダイヤ改正の見直しに関する要望書について

開 会

令和 6 年 2 月 2 6 日（月） 午前 1 0 時 2 4 分開会

○議長（佐藤啓史君） ただいま出席議員は 15 名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和 6 年 3 月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第 1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。神戸事務局長。

〔事務局長 神戸哲也君登壇〕

○事務局長（神戸哲也君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和 5 年 12 月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただき

たいと存じます。

初めに、系統市議会議長会関係について、千葉縣市議会議長会から申し上げます。

去る1月24日、千葉市において議長研修会が開催され、議長が出席いたしました。研修会では、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員、前大津市議会局長、清水克士氏を講師に「コンプライアンス視点からの議会改革」をテーマに講演が行われました。

次に、千葉県南市議会議長会について申し上げます。

去る1月25日、議員研修会が、千葉県南総文化ホール・大ホールにおいて、関東学院大学法学部地域創生学科教授、牧瀬稔氏を講師として「人口減少社会における地方創生」をテーマに開催されました。

1月30日及び31日の2日間は、静岡県藤枝市において、正副議長研修会が開催され、正副議長が出席いたしました。研修会では、藤枝市議会総務委員会委員長から市の概要を含めた歓迎の挨拶に続いて、藤枝市広域連携課職員を講師に「移住・定住施策の取り組みについて」をテーマに説明があり、その後、質疑等が行われました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る2月21日に議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの18日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第1号から議案第10号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いします。

次に、発議案第1号を上程し、提出者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いします、第1日目は散会する。

2日目の2月27日は定刻午前10時に開会し、議案第11号から議案第27号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明及び予算については各会計の担当課長から補足説明を受け、散会する。

3日目の2月28日は、議案調査等のため休会とし、4日目の2月29日及び5日目の3月1日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いします。なお、通告のありました議員は8名であります。

6日目の3月2日及び7日目の3月3日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会とし、8日目の3月4日は定刻午前10時に開会し、議案第11号から議案第27号までを逐次上程し、質疑を行い、質疑が終了しない場合は延会とする。

9日目の3月5日は、定刻午前10時に開会し、8日目の延会で残った議案を逐次上程し、質疑を行い、議案第11号から議案第21号及び議案第27号の12件を、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、議案第22号から議案第26号までの5件につきましては、新年度当初予算でありますので、例年のとおり、議長の指名による7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いします。

10日目の3月6日から17日目の3月13日までの8日間は、委員会審査等のため休会していた

だき、この間、3月6日は午前10時に総務文教常任委員会、3月7日は午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

さらに、3月8日、11日及び12日の3日間は、いずれも午前10時に予算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の3月14日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次議案を上程し、予算審査特別委員長及び各常任委員長より報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問1件の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。

次に、発議案2件の提出が予定されておりますので、それを上程し、提出者から提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙を実施する。

次に、専決処分の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） おはようございます。本日、令和6年3月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、能登半島地震について申し上げます。

皆様方におかれましては、元日に発災した能登半島地震のニュースに心を痛めたことと思います。改めまして、被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本市では、千葉県との連携の下、被災地において、避難所運営や住家被害調査に係る支援活動を行うため、去る2月3日から7日までの5日間で2名、12日から16日までの5日間で2名の計4名の市職員を石川県珠洲市へ派遣しました。実際に現地で支援活動に従事した職員からは、壊滅的な被害を受けた住宅や道路などの公共施設の状況とその復旧の困難さ、被災された方々の厳しい避難所生活の現状などに関する報告を受け、いつ起こるかも分からない災害への備えの重要性を再度認識したところであります。

また、市民の皆様方の自主的な支援活動として、「全国朝市サミット」により本市と縁の深い輪島市に対し、その復興を支援するため、かつうら朝市の会や赤十字奉仕団などによる募金活動が行われたことや、勝浦中学校では生徒たちによる学用品や参考書などの寄附活動が行われました。市民の皆様のごこうした支援活動に対し心から感謝申し上げますとともに、本市にお

いても、市民の皆様の生命と財産を守るため、より一層の防災対策に取り組んでまいり所存です。

次に、カツオの初水揚げについて申し上げます。

去る2月9日の早朝、勝浦漁港に今年最初のカツオ船が入港し、春を告げる初カツオが水揚げされました。一番船で入港したのは、宮崎県日南市の南郷漁協に所属する「竜喜丸」で、一番船の水揚げ量としては、昨年の6倍ほどの約31.4トンでありました。全国有数の生鮮カツオの水揚げ量を誇る本市といたしましては、今後においても、引き続き、他県漁船の入港を促す外来漁船誘致施策を積極的に進めてまいります。

次に、高度衛生管理型市場及び勝浦ダイビングリゾート施設の竣工について申し上げます。

令和2年から建設を開始しました総事業費約20億2,900万円の勝浦漁港高度衛生管理型市場が来月完成予定であり、3月25日に竣工式を執り行い、4月1日から供用開始の予定となっています。供用開始後は、漁業協同組合、鮮魚商組合及び市場衛生管理推進協議会による施設の適正な衛生管理とともに、その長所を生かし、他の地域との産地間競争に向けた対策を進めていくこととなります。

また、鵜原漁港内に建設しています勝浦ダイビングリゾート施設についても、来月完成予定であり、3月22日に竣工式を執り行う予定となっています。本施設には、水産物の販売コーナーも設けられることとなっており、千葉県や市観光協会などの関係機関と連携しつつ、カツオやキンメダイをはじめとした市域外から高い評価を得ている本市の水産物を積極的にPRすることで、本市の重要な基幹産業の一つである水産業の振興を引き続き図ってまいります。

結びに、2024かつうらビッグひな祭りについて申し上げます。

2月23日から3月3日までの10日間の期間で、かつうらビッグひな祭りを開催しています。期間中は、遠見岬神社や覚翁寺、墨名交差点や勝浦市芸術文化交流センターなどに飾られた数多くのひな人形が来訪客をお出迎えしています。

また、勝浦・御宿間において屋根のないフルオープン仕様のひなめぐりスカイバスの運行、JR東日本による特急かつうらひな祭り臨時列車の運転、なりきりお雛様などの各種イベントのほか、新企画として、ひな人形リユースDIYワークショップの開催、オリジナルひょうたん雛やカラー別ひな人形の展示などを開催しており、特に天候に恵まれた24日土曜日は、子ども連れの家族や御高齢の方など、会場内の各所において、幅広い世代の来訪客でにぎわう様子が見られました。

コロナ禍以前のような多くの来訪客でにぎわう活気のある勝浦が徐々に戻りつつある中、このかつうらビッグひな祭りを成功させ、観光地としての魅力発信をより一層図るとともに、今後においても、多様化が進む来訪客のニーズを的確に捉えながら、その滞在時間の延長や観光消費の増加につながる施策を積極的に推進してまいります。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの18日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、戸部薫議員及び松崎栄二議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第5、議案を上程いたします。議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、令和5年8月7日付人事院勧告及び令和5年10月6日付千葉県人事委員会勧告を踏まえ、給料表及び期末手当、勤勉手当について、所要の改正をしようとするものであります。

一般職の職員の給与等に関する条例の改正内容について申し上げますと、給料表につきましては、初任給及び若年層に重点を置いて引上げをしようとするものであり、かつ、令和5年4月1日に遡及して適用しようとするものであります。

期末手当、勤勉手当につきましては、それぞれ0.05月分を引き上げ、支給月数を2.45月、

2. 05月とするものであります。

定年前再任用短時間勤務職員につきましても、期末手当、勤勉手当を、それぞれ0.025月分を引き上げ、支給月数を1.375月、0.975月とするものであります。

また、勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきましても、特定任期付職員の給料表及び期末手当を一般職に準じて引き上げようとするものであります。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定に準じた期末手当の引上げで、0.1月分を引き上げ、支給月数を4.35月から4.45月とするものであります。

次に、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定及び特別職の期末手当の支給月数に準じた期末手当の引上げで、0.1月分を引き上げ、支給月数を4.35月から4.45月とするものであります。

次に、議案第4号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて、国における非常勤職員の給与の取扱いに準じ、同様の取扱いとするため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第5号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。主な改正内容について申し上げますと、本籍地以外での戸籍及び除籍に係る証明書の交付分の追加、戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行分の新設等となります。

以上で、議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私からは議案第5号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

この改正内容につきましては、これまで本籍地のみで限定されていました戸籍等の交付が全国の市町村で取得することが可能だと、交付可能だということの改正と考えるところなんです。この改正に伴います住民サービスのメリット、それと交付申請の手続、それと本籍地交付

とそのほかの市町村の違いがあるのかどうか、これをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

まず、住民サービスのメリットということでございますが、このほど施行される改正により、戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減が図られることのほか、本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村窓口で戸籍謄本等が請求できる、それから戸籍の本籍地が全国各地にあっても1か所の市区町村窓口でまとめて請求することができるなど便利になることから、結婚、相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減されるものでございます。

また、申請手続の違いはあるのかということでございますが、交付請求に当たっての手続は、現行との相違はございません。ただし、全国市区町村で請求できる人は、本人、配偶者、直系の尊属、直系の卑属に限り、代理人または第三者請求及び郵便請求は、現行どおり、本籍地の市区町村のみとなります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうなりますと相続関係ね、相続関係とか直系ということであって、それがすごく向上になってくるというふうな形で解釈させていただきます。

次に施行期日、これ令和6年3月1日ということになっています。通常だと、普通、年度替わりかなというところあるんですけども、何でこの3月1日なのかという理由がありましたら、よろしくお願いします。

それと、戸籍電子証明書提供につきましては、システム改修とかが必要と考えられますけども、今回のこの補正とかでは計上されていませんよということであって、本市のシステム状況、これは別に対応できているのかどうか、また経費についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

初めに、施行期日が3月1日である理由ということでございますが、国は令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律を公布いたしまして、国民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築して、5年以内に施行するということがされました。国をはじめ全国市区町村が、法改正に伴う戸籍データ改修業務やシステム整備を5年間で実施してまいりました。そして、このほど、戸籍法の一部を改正する法律の附則第1条第5号に掲げる本規定の施行日が3月1日と示されまして、併せて地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正も施行されることから、これを準用して、本市の手数料条例の一部を改正し、3月1日に施行しようとするものでございます。

また、本市のシステム状況及び経費についてでございますが、本市におきましては、令和3年度から整備事業に本格的に着手いたしまして、国庫補助金である社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、令和3年度から今年度まで3か年で、戸籍情報システム改修業務委託などにより、戸籍データの改修業務、クラウド化や必要機器の導入、整備などを図ってまいりました。

なお、令和5年度は、4年度からの繰越明許予算により、戸籍情報システム改修経費及び生体認証機器などの必要な機械の導入を行いました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、私のほうからも議案第5号について、念のためという意味も含めまして質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、戸籍謄本や除籍謄本の交付が広域交付が可能になるとの、そういう説明でありましたので、全国どこの自治体でも交付可能になるシステム、そういうものが必要だろうというふうに思います。マイナンバーカードの全国的なシステムを利用するというふうに私は推測しているわけですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

今回この制度で使用するシステムは、法務省が構築した全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを使用いたします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） そうしますと、マイナンバーカードとは切り離しているということなのでしょうか。と同時に、戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明、その提出を可能とするための識別符号、これを発行するのは勝浦市というそれぞれの自治体でしょうか、それとも国、法務省なのでしょうか。また、識別符号の管理するのは、符号の管理は自治体ですか、それとも国なのでしょうか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

まず、マイナンバーカードを管理しているシステムとは連携はされていないということで認識しております。

続いて、識別符号とは電子証明書を提供する際のパスワードのことでありまして、通常は英数字を組み合わせた16桁の符号となります。発行するのは、利用者の請求に基づいて、市区町村窓口で発行いたします。この識別符号の有効期限は発行から3か月間とされることから、有効期限の間の管理は市区町村となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 御答弁ありがとうございました。

それで、戸籍の電子化された届出情報の内容に関わる証明書の交付及び閲覧が可能になるというふうに資料では説明をされていまして、つまり、戸籍の本人以外の者にも、この閲覧というのが可能になるということなのでしょうか。その辺を教えてください。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。

届出等の情報内容証明書の閲覧及び交付が請求できる者は届出書の利害関係人だけであり、届出書の受理地及び事件本人の本籍地のみでの請求となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

以上で通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告がありましたので、発言を許します。戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） 日本共産党の戸部薫です。私は、議案第5号 勝浦市の手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の理由と意見を述べて討論を行います。

今回の条例改正は、戸籍法の一部改正により本年3月1日より本籍地以外の市区町村において戸籍証明書等の交付が可能となり、その手数料に関する条例改正と理解いたしました。

そこで、戸籍というものは、婚姻とか離婚、あるいは親子、養子などなど様々な関係や出自などを説明し、そして推測される極めて重要な個人情報であるというふうには私は思っております。だからこそ、戸籍の持つ特別な重要な意味があるというふうにも理解をしております。したがって、その扱いは慎重の上にも慎重に取り扱わなければなりません。

しかし、第1に、国民のあらゆる戸籍関連情報が国によってデータベース化され、その情報のやり取りが可能となることにより、情報の漏えいや流出、または悪用される危険も危惧されます。

第2に、その理由でもありますが、この間のマイナンバーカードの利用によって様々な不都合が発生していることから容易に分かるように、個人情報侵害の危険性が一層高まるのではないのでしょうか。

私は、プライバシーの保護に十分に留意し適切な運用に努める、そういう旨の説明を。失礼しました。国はですね。国は、プライバシーの保護に十分留意し適切な運用に努める旨の説明をしているようですが、どのようにプライバシーを守るのか、伝わってきません。したがって、プライバシー侵害の危険性が払拭できない今の状況下では、先ほど述べた理由とともに、本条例には私は反対であります。市民のプライバシーを守るために慎重審議をお願いして、私の反対の討論といたします。御審議よろしく申し上げます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第4号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第5号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第7号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第8号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第9号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第10号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第6号から議案第10号までの提案理由の説

明を申し上げます。

初めに、議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に12億8,892万7,000円を追加し、予算総額を203億7,735万9,000円にしようとするものであります。

繰越明許費においては、20事業について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越すため追加し、1事業について、翌年度に繰り越す額を変更しようとするものであります。

債務負担行為においては、2件の工事を追加しようとするものであります。

地方債においては、2件を追加、1件を廃止し、9件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第7号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算に2,630万7,000円を追加し、予算総額を25億9,790万4,000円にしようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算に25万2,000円を追加し、予算総額を6,410万円にしようとするものであります。

次に、議案第8号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に425万9,000円を追加し、予算総額を3億2,288万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第9号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に1億6,406万6,000円を追加し、予算総額を24億9,843万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第10号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出、資本的収入及び資本的支出の補正であります。

収益的支出において90万3,000円を増額し、資本的収入において5,600万円を、資本的支出において4,373万6,000円を減額しようとするものであります。

以上で、議案第6号から議案第10号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） この際、担当課長から補足説明を求めます。軽込財政課長。

〔財政課長 軽込一浩君登壇〕

○財政課長（軽込一浩君） それでは、議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（第9号）の補足説明を申し上げます。

説明は、まず歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により、主なものに関し説明させていただきます。

初めに、歳入について申し上げます。

それでは、23ページをお開き願います。

1 款の市税につきましては、1 項市民税から次のページ、24ページ、5 項入湯税まで、決算を見込み、合わせて3,500万円を計上いたしました。

続いて、24ページの2 款地方譲与税から26ページの9 款環境性能割交付金までにつきましては、国、県からのこれまでの交付実績等に基づき、それぞれ決算を見込み、計上いたしております。

続いて、26ページ、11 款地方交付税の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い、再算定が行われ、追加交付がなされたことに伴い、増額分を計上し、また特別交付税につきましては、決算を見込み、計上いたしております。

なお、この普通交付税の追加交付額のうち、本来、令和6 年度及び令和7 年度で交付予定の臨時財政対策債償還費の一部が、今回、前倒しで交付されております。金額として2,416万1,000円ありますが、これを後年度の臨時財政対策債の償還の財源とするため、この補正予算におきまして、併せて歳出に減債基金積立金として、同額を計上しております。

次に、13 款の分担金及び負担金から15 款の国庫支出金を含め、31 ページの16 款県支出金までの計上につきましては、歳出に計上いたしました各事業の決算見込み等に合わせて計上したものでございます。

この中で、28 ページ、15 款国庫支出金、2 項1 目総務費国庫補助金での物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,598万7,000円につきましては、国の補正予算により創設された補助金でありまして、補助の対象として示されている給付金・定額減税一体支援枠及び推奨事業のメニューに基づき、この後、御説明いたします歳出、2 款総務費及び3 款民生費に、計6 事業を新規に計上してございます。

次に、31 ページを御覧願います。

ページ下段の18 款寄附金につきましては、1 項1 目ふるさと応援寄附金では、6 億円を追加計上し、54億20万円といたしました。

次の32 ページ、3 目民生費寄附金では、市内在住の篤志家から、子どもや高齢者のために活用いただきたいとして、貴重なお申出をいただいた寄附金3,000万円を計上し、勝浦市福祉基金に積立てをした上で、今後、御意向に沿い、有効に活用させていただきます。

次の19 款繰入金では、ふるさと応援基金繰入金で、先ほどの18 款ふるさと応援寄附金での6 億円の追加計上に伴う特産品等贈呈事業費の増額を含め、充当事業の決算見込みに合わせましての計上でございます。

次に、33 ページを御覧願います。

上段の21 款諸収入につきましては、令和4 年度分生活保護費県負担金の確定に伴う過年度収入、雑入では、宝くじ市町村交付金等の計上でございます。

次に、22 款市債につきましては、国の補正予算に伴い、千葉県施工の土地改良事業費が増額されたことに伴います市の土地改良事業費負担金、また県営事業としての勝浦漁港周辺整備事業に係る地元負担金の各財源として、1 項2 目農林水産業債で、農業債560万円、水産業債420

万円を予定する一方で、各起債充当予定事業費の決算見込み等による起債予定額の調整に伴う計上でございます。

次に、歳出でございます。35ページを御覧願います。

なお、決算を見据えて減額等といたしました事業費につきましては、基本、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

まず、1款議会費であります。職員人件費28万2,000円の計上につきましては、給与改定分として、このたびの一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う計上でございます。

なお、この議会費のほか、各科目にわたって補正予算措置しております職員人件費予算につきましては、主として、同様に、今回可決いただきました関係条例に基づく計上でございます。

次に、2款総務費です。37ページをお開き願います。

ページ下段、1項3目財産管理費での公共施設等整備基金積立金につきましては、市有施設の今後の老朽化対策などに備え、同基金へ4億円を積み立てようとするものでございます。

次に、38ページをお開き願います。6目諸費です。

高速バス運行確保維持事業は、地域に不可欠な公共交通手段を維持するため、燃料価格等の高騰の影響を受ける地域公共交通事業者を支援するための事業として、1日当たりの高速バス往復運行便数に応じまして、日東交通株式会社、小湊鐵道株式会社、京成バス株式会社の3社に対し、合計120万円を補助するものでございます。

また、同様の理由・目的で、市内路線バス運行維持費支援事業として、小湊鐵道株式会社に100万円を、また、同じ39ページ中ほどのタクシー事業者支援事業では、エミタスタクシー南総株式会社に100万円を補助するものでございます。

次に、同じ39ページ上段、防犯灯整備・管理事業では、市内の自治会・49区で管理する防犯灯2,438基のうち、蛍光灯照明の497基をLEDに切り替え、省エネルギー化を図る事業で、1基当たり3万円を上限に補助するものでございます。

次に、少し飛びまして、49ページをお開き願います。

3款民生費です。

勝浦市臨時特別給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯等分）は、物価高騰等による家計の負担増を踏まえた、国の低所得者支援及び定額減税を補足する給付におきましての令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付事業等でございます。対象世帯を471世帯と見込み、4,827万8,000円を、また、次のこども加算分では、令和5年度の住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯への給付加算として、世帯に18歳以下の児童がいる場合に、児童1人につき5万円の給付金を給付する事業でございます。対象児童を208人と見込み、1,092万円の計上でございます。

次に、ページが飛びまして、68ページをお開き願います。

5款農林水産業費です。

1項農業費、5目農地費での土地改良事業577万5,000円につきましては、国の補正予算の割当てによる名木・木戸地区の県営ほ場整備事業費の増額に伴う市負担金の追加計上です。

次に、69ページを御覧願います。

ページ下段の2項4目漁港整備事業費での水産物供給基盤機能保全事業（県営事業負担金）188万9,000円、また、次の漁港整備事業（県営事業負担金）195万円につきましては、県が実施

します県営勝浦漁港の周辺整備に係る地元負担金としての計上です。

次に、9款教育費です。ページは、少し飛びまして、80ページを御覧願います。

ページ中ほどの1項2目学校教育施設整備基金積立金では、学校教育施設の今後の老朽化対策などに備え、同基金へ1億円を積み立てようとするものでございます。

続いて、85ページを御覧願います。

ページ中ほどの4項社会教育費、4目でのコミュニティ集会施設維持管理経費におきましては、旧興津集会所等の解体撤去工事が昨年12月に完了しましたことから、周辺家屋等事後調査を実施するための業務委託料782万1,000円を計上しております。

歳入歳出予算につきましての説明は以上とさせていただきます、ページをお戻りいただき、6ページを御覧願います。

繰越明許費補正です。

こちら掲載の2款総務費から9款教育費までの20事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めない、また国の補正予算を活用した事業などで年度がまたがる事業につきまして、翌年度に繰り越そうとするため、新たに繰越明許費として追加しようとするものです。

そして、次の7ページ下段、10款災害復旧費、1項での農地農業用施設災害復旧事業につきましては、災害査定の結果に基づく工事費の見直しなどにより、翌年度に繰り越して使用する額を1,354万2,000円に変更しようとするものです。

次に、8ページを御覧願います。債務負担行為補正です。

掲載の2件の工事につきまして、令和5年度内に、入札執行、契約締結をし、早期に着手しようとするため、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額をそれぞれ250万円、99万円として追加しようとするものです。

以上をもちまして、議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（第9号）の補足説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 午前11時35分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、私のほうからは、議案第6号、一般会計の補正予算、通告した内容は5点ありますが、それぞれ1点ずつお聞きします。

まず、ページ38ページ、諸費、高速バス運行確保維持事業、これ、ほかにもあるんですけど、全部切れがいい数字なので、改めて確認をしたいんですが、高速バス運行の状況と120万円の補正の積算の根拠についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

高速バスの運行状況としましては、勝浦市内と東京八重洲のバスターミナルの間を1日6往

復運行しております。

120万円の積算根拠といたしましては、八重洲バスターミナルまでの1往復の距離から年間の走行距離を算出しまして、必要な燃料、その上昇分の半額を目安に、10万円未満を切り捨てて、燃料費高騰対策として支援をするものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 交付金として国から、歳入で補足説明ありましたが、国のほうから、この高速バスについては40万円の交付がされるということですので、その差額でありますけど、今の説明だと、もうちょっと具体的に説明がないのかと思うんですけど。要は、6往復分の1台については20万円が減ですよ。そこの20万円が、どのような算出で20万になったのかをちょっと聞きたいんですけど、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

120万円の積算根拠ですけれども、八重洲バスターミナルまでの1往復を227キロ、年間で365日で8万2,855キロの走行となります。燃料としましては、1リットル当たり5キロとしまして、その走行距離に対して1万6,571リットルが必要というふうに考えまして、軽油単価のほうの上昇分、約34円として積算しまして、上昇分が56万円になります。その半額が28万円となるんですけれども、10万円未満を切り捨てまして、20万円を目安として支援するものであります。そうしまして、1往復20万円ですので、1日4往復走行しております日東交通へ80万円、1日1往復走行しております小湊鐵道と京成バスにそれぞれ20万円の合計120万円として積算させていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） この高速バスね、本当にこれからの勝浦からの都市部への移動については非常に重要なものだと思います。ですから、この補助をするというのは当然の話だと思いますけど、あとは、やっぱりJRの関係とかありますので、今後とも、この高速バスの、これは要望になりますけど、維持確保、これは努めていただくと同時に増便も、あと市内の停車場所等も十分に検討していただきたいというふうに思います。

続いて、同じく38ページ、市内路線バス運行維持経費、これについても同様に、今度100万円、積算根拠をお示してください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

市内路線バスの運行状況としましては、勝浦駅を中心に、例えば平日で申し上げますと、大多喜方面に9往復、ミレーニア方面に6往復など、年間の走行距離としまして、合計で約18万キロとなります。実績として、昨年度の実績で申し上げますと18万3,267キロの走行をしておりますので、計算方式としては、100万円の積算根拠、燃料1リットル当たり3キロとしまして、6万1,089リットル必要と考えまして、軽油単価上昇分が約34円程度で、上昇分207万円と考えております。その半額103万円の10万円未満切捨ての100万円を目安としまして、燃料高騰対策として支援するものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 先ほどと同じように、やっぱり市内の市民の足の確保には、この路線バス、

まだまだ今よりも本当はもっと走らせてもらいたいなというふうな思いもありますけど、利用者との比較とで、なかなか難しい部分もあるかと思います。これについても、やはり市は、この市民の買物を含めた、また病院への通院とか等々の市民の足の確保というのは、本当に積極的にやっていくことがこれから求められますので、今後ともよろしくお願いしたいということで終わりにします。

次に、39ページ、タクシー事業者の支援事業ですが、このタクシー事業、エミタスタクシーしか今ありません。そこにやはり、これも切れのいい100万円ということでもあります。これの積算根拠、申し訳ないですけど、お願いします。

それと、あと12月補正で予算化した夜間タクシー運行確保事業がございます。その予算化した後の、この事業の状況がどのようなであったか、そして、これに対する成果がどのように表れているか、お聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

市内タクシーの運行状況としましては、おおよそ8時から17時までは7から8台体制、17時から22時までは3から4台体制で通常運行しております。令和5年度の11月までの運行状況から1か月当たりの平均走行距離を3万4,467キロとしまして、年間の運行距離を41万3,604キロの走行と見込みました。そこから100万円の積算根拠としまして、燃料1リットル当たり7キロと考え、5万9,086リットルが必要と考えまして、LPガス燃料の上昇分、約36円とし、上昇分として212万円となりまして、その半額106万円で、こちら10万円未満切捨てとして100万円を目安としまして、燃料費高騰対策として支援するものです。

次に、12月補正の夜間タクシー運行確保事業についてでありますけれども、12月補正で予算化した夜間タクシー運行確保事業は、12月15日から1月28日の間、金土日及び年末年始の24日間、終電までの間、車両2台体制で計画したものでございます。その事業結果といたしましては、19日間、車両2台体制で行いまして、残りの5日間については、運転手の体調不良等により1台体制で運行いたしました。運行台数で延べ43台、24日間の合計で166人の乗車がありまして、運賃として38万4,800円の収入があったと、そう報告を受けております。

今回の実施報告を受けまして、金曜日に比べ日曜日の利用者は少なかったこと、ある程度の利益は見込めること、以前に比べ市内飲食店に深夜まで滞在する利用者は減っていること、高齢の運転手による夜間運行はやはり厳しいことなどありましたけれども、令和6年度につきましても、引き続き、実施に向けて交通事業者と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の説明で分かりました。このタクシーも、夜間ばかりじゃなくて昼間のタクシーも利便性が高くなければいけないということでもありますので、やっぱり市として支援する必要はあると思います。

次に、67ページの有害鳥獣捕獲事業について、まず1点目として、この補正をする根拠、やはり根拠について伺います。それと同時に、補正分の捕獲の実績、これまでの実績と補正する分の見込み頭数、これを種別に、できたらお答えをいただきたいと思います。

一緒に行っちゃいます。併せて鳥獣被害防止総合対策事業のほうで、県の補助金が減額とな

る理由、これについてもお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 次、今の3つまとめて聞いちゃっていいんですね。はい。

答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。

初めに、有害鳥獣捕獲事業の補正の根拠について申し上げます。今回の補正予算につきましては、本年度の有害鳥獣捕獲事業において、決算を見込みまして、年間捕獲頭数を算出したところ、有害鳥獣捕獲事業報償費の不足が見込まれたことから、事業費を補正しようとするものでございます。

報償費不足額の算定に当たりましては、過去3年間の4月から12月までの捕獲頭数の平均捕獲頭数と本年度4月から12月までの捕獲頭数を比較し算出したしました伸び率を、過去3年間の1月から3月までの捕獲頭数の平均値に乗じて得た頭数を、1月から3月までの捕獲見込み頭数といたしました。さらに、獣種ごとの単価を乗じまして年間の報償費を算出いたしますと、3,665万5,000円となります。当初予算額3,618万円と比較いたしまして、不足する額47万5,000円を今回補正させていただこうとするものでございます。

続きまして、種別の捕獲頭数の実績と見込みでございます。獣種ごとに本年度4月から12月までの捕獲頭数と年間の捕獲見込み頭数について申し上げます。

まず、イノシシですが、捕獲頭数1,146頭、年間の見込み頭数1,500頭でございます。

続きまして、鹿です。捕獲頭数460頭、捕獲見込み頭数700頭、サル、捕獲頭数103頭、捕獲見込み頭数130頭でございます。

次に、キョン、捕獲頭数が1,723頭、捕獲見込み頭数3,000頭、アライグマ、捕獲頭数342頭、捕獲見込み頭数430頭、ハクビシン、捕獲頭数121頭、捕獲見込み頭数140頭、タヌキ、捕獲頭数98頭、捕獲見込み頭数130頭、最後にカラス、捕獲数25羽、捕獲見込み数30羽でございます。

続きまして、鳥獣被害防止総合対策事業の県補助金の減額の理由でございます。当該補助金につきましては、国から県を経由して交付される補助金となっております。主に有害鳥獣の捕獲頭数に応じて交付される補助金でございます。県から指定された期間における捕獲頭数を報告することにより補助金額が算定されますが、これにつきましては、国の予算の範囲内で補助金が交付されるため、年度によって対象となる期間が異なります。例えば令和3年度におきましては、対象期間は1月から翌年の3月までの15か月間、令和4年度は4月から翌年2月までの11か月間、本年度は、現在のところ、3月から12月までの10か月間とされております。当初見込んでいた補助金額が大幅に減少することになったため、補正しようとするものでございます。

また、過去3年間の交付実績を比較しますと、平均約1,400万円の補助金となっております。本年度当初予算額は2,251万7,000円と、やや多めに見込んでしまったことも要因であると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この事業費の増額については了解しますが、先ほどの説明の中で12月までの実績と今後の見込みの頭数、全体的には当初予算のほうの見込み頭数とそんなに差異はないのかなと思いますが、特にイノシシが、それぞれみんな種別で、本当に頭数が増えているんですが、鹿などについては、倍まで、3倍ぐらいか、460が700頭になると。あとキョンについて

は、1,700頭が3,000頭見込みと、実績プラス、あと3か月ですね、等々、全部の種別が増えているんですけど、こここのところは、この後3か月、1、2、3月で、これだけ増えるということですけど、現状の実績としては、今もう2月後半ですけど、ここまで増えていくのかなということもありますが、農林水産課長は、課長としてね、個人的な意見、個人的というか、仕事やっている中での意見も踏まえて、今、有害鳥獣、どういうふうに移していくのか。これ、ずっともう有害鳥獣出てから、有害鳥獣という予算が計上されてから、もう30年以上、ずっと計上されています。その中でどんどん、どんどん、毎年毎年、この補助金も含めて捕獲頭数が、もう本当に増えるだけなのでね。で、毎年毎年捕獲をしているにもかかわらず増えている状況がありますけど、その辺を市としてはどのように捉えていくのか。今後もまだまだ増え続ける。

私なんかも植野に住んでいますので、毎日のようにキョンは本当、毎日見ます。しかも、昨年から今年に比べると、非常に急激に増えてきているような実態、実感があります。庭先にも出るようになってしまったし、そういう実感があるんだけど、それをやっぱり、ただ単に、ただ単にという言い方、失礼だけど、実際に努力して有害鳥獣、今、市内のこの捕獲していただいている猟友会のメンバーを含めて、あとは市外の大多喜とか、いすみ市とか、共同しながらやっている実態もありますけど、その辺の今の状況と今後に対して、もっと何をしたらこれが減らせるのかということが検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。

有害鳥獣、特にキョンにつきましては、繁殖力が高く、言い方はあれですが、幾ら捕っても追いつかないような現状だと認識しております。また、猟友会の皆様、会員の高齢化が進む中で、一斉捕獲の回数、実施回数とかも年々減ってきている現状にあります。

そんな中で、本年度、県の事業を活用いたしまして、2月の1日に狩猟免許取得講座、講習会を開催いたしました。10名の方が参加していただきましたが、今後、有害鳥獣を捕獲していくには、やはり資格を持った方、これを増やしていかなければいけないと考えておりますので、継続して、このような事業、また資格の取得に当たりまして、補助金の活用を、これから進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 千葉県は、キョンを撲滅するんだということを宣言してから、もう5年ぐらいたつんですね。もっとか。もう5年以上たつか。キョンは勝浦市が発祥の地だと言われている中で、やはり勝浦市が、このキョンに対して、もっと積極的に対応する必要があると思います。

この有害鳥獣の最初は、やはり農作物に対する被害防止ということから始まっていますが、今はもう、農作物はもちろんですけど、生活環境の中に入り込んできて、庭先で花を食べたり、そういう、あとはふんをまき散らしていく、本当にキョンは多いんですよ。ですから、そういう生活環境の面からも、これは特別対策を私は講じるべきだというふうに思います。

市長、よく広域のほうでも話が出るとは思いますけど、ほかのいすみ、大多喜、御宿、夷隅郡市のほかにも千葉県の半分、もう下の半分は、ほとんどキョンが非常に多い状況をつくっていますけど、あと県のほうも力を入れているんですけど、市としてね、やっぱりこれをどう対策

していくかということは、お金をかけて捕獲する方を増やすのも当然ですけど、その辺もちょっと抜本的にどうしたらいいか。これ勝浦市は中心ですけど、勝浦市だけの問題ではない中で、近隣の首長さんとも話があると思いますけど、どういう今状況で、これをどうしようかということ、市長のほうからお答えいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） キョンのことについて申し上げますと、本当に農作物だけではない、本当に生活にすぐ近くの様々なリスクと、そして皆さんへの影響が大いに今、懸念されているところであり、私も、この1年間、キョンの被害という点では心を痛めております。このキョンだけではないですが、半年に一度の繁殖力を持つキョンも、どのようにしたらよろしいのか。これは、今、議員がおっしゃったように、抜本的な方向づけが必要なのではないかと、そういうことを含めて、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

首長同士で状況を話し合う折に、やはり、わなとか、猟友会のこの現状、聞いております。この面についても、何が有効なのかというところを今後、皆さんと一緒に検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから幾つかお願いします。先ほどの午前中の中で質疑のあったものにつきましては省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、ページ23ページ、市たばこ税の現年課税分500万円の増ということですが、決算見込みによる増ということですが、その内容と令和4年度の決算との比較ということで、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。

市たばこ税の補正の関係でございますけれども、500万円の増額の理由は、当初予算でのときに積算で見込んだたばこの売上げ本数を上回る見込みとなったためでございます。予算積算時に見込んだ売渡し本数1,746万8,053本に対し、本数で82万743本の増、率で4.7%の増が見込まれるためでございます。

この本数を基に積算しますと、1億1,982万8,191円の決算見込額が積算され、予算現額に対し537万8,191円の増加が見込まれることを踏まえまして、今回、500万円の増額補正をするわけでございます。

令和4年度決算と比較いたしますと、令和4年度の収入額1億2,687万690円に対し、率で5.6%の減、額でおよそ700万円の減となる見込みでございます。たばこの売上げ本数については、依然、減少傾向が続いておりますから、決算ベースでは減少する傾向にございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。健康の、たばこは害があるというようなことを言われていますので、本数は増えたかなというような形だと、実際には減っているというところで分かりました。

続きまして、ページ24ページ、入湯税、現年課税分200万円の増、これも同様な形の質問なんですけども、決算見込みによる増ということですが、その内容と令和4年度の決算との比較、どういうことが要因なのかということをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。

入湯税の補正につきましては、当初予算の積算時に見込んだ入湯客数を上回る見込みとなったためでございます。予算積算時に見込んだ入湯客数16万845人に対し1万3,817人の増加、率で8.6%の増が見込まれる状況でございます。これを基に積算しますと2,619万9,300円の決算見込みが積算され、予算現額に対し207万3,300円の増加が見込まれることを踏まえまして、今回、200万円の増額補正をした次第でございます。

令和4年度決算と比較いたしますと、令和4年度収入額2,102万550円に対し、率で24.6%の増、額でおよそ500万円の増になると見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） じゃ、2回目ということでお願いします。

その増の要因というようなところをどう考えるのか。1つの考えられることについては、海中公園の施設のe d e nができたということも要因かと思います。またコロナ、これが終わったというところで客が増えたのかなというのを、課長、どういうふうに考えているか、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答えいたします。

要因でございますが、今、議員がおっしゃるように、令和4年度決算に比べて令和5年度決算が増加する要因は、令和4年7月30日にe d e nがオープンしまして、令和5年度決算については12か月稼働しておりますので、これが1点と、あと令和5年度については、8つの施設全てが入湯客数が前年度を上回る状況にあることが要因になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。どうもすみませんでした。

じゃあ続きまして、ページ28ページ、国庫補助金、総務費補助金、総務管理費補助金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、午前中にも質問があったと思いますが、6,598万7,000円、この交付金の目的ということと、本市におけます歳出、各事業のほうに支払いをしていると思うんですけども、この資料説明の中で、推奨事業メニュー分としまして、防犯灯と高速、市内路線バス、タクシー等々ございますが、その内容等について、歳出各交付事業の概要について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的は、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に掲げます物価高から国民生活を守るための対応として、

地方公共団体が地域の実情に応じて効果的、効率的に事業を実施できるよう国が交付金を交付することによりまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を行うことが目的とされています。こうした目的を受けまして、今回の歳出予算の財源として、臨時特別給付金事業として住民税均等割のみ課税世帯等分4,827万8,000円及びこども加算分1,092万円への給付金の支給、そのほかに燃料高騰により影響を受けている、先ほどの高速バス、路線バス、タクシー事業者への支援として100万円、さらに電気料高騰対策としての市内防犯灯のLED化を促進するための支援として578万9,000円、合計で6,598万7,000円の財源となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そこで、ちょっと確認だけなんですけども、この資料のほうで推奨事業メニュー分というような形で財政課のほうから説明がしてあります。これは国のほうから推奨したメニューということなのか、勝浦市がこのメニューをしたのか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

推奨事業メニューとして国から示されたものがございまして、その中から今回、交通事業者と市内防犯灯のLED化を市として選択して、そちらのほうに財源を使うという内容になります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

じゃ続きまして、30ページ、県補助金、農林水産費補助金、農業費補助金ということで、午前中の質疑の中にもありましたので、省略するところもあるんですけども、有害鳥獣の令和4年度。午前中は予算との比較だったと思いますけども、令和4年度の頭数と現在の比較ということでお示し願いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。

捕獲頭数ということで、本年度の捕獲見込み頭数と令和4年度の実績、年間の実績について申し上げます。

まず、本年度の捕獲見込み頭数でございますが、先ほど申し上げましたように、イノシシが1,500頭、鹿700頭、サル130頭、キョン3,000頭、アライグマ430頭、ハクビシン140頭、タヌキ130頭、カラス30羽、合計6,060頭となっております。

令和4年度の捕獲頭数、申し上げます。イノシシ871頭、鹿556頭、サル81頭、キョン1,992頭、アライグマ353頭、ハクビシン138頭、タヌキ126頭、カラス51羽、合計4,168頭でありますので、本年度の捕獲頭数は、昨年度に比べて1,892頭の増加を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。やはりまだ増えているということで確認させていただきました。

続きまして、31ページ、寄附金、ふるさと応援寄附金6億円の増ということでありますが、

決算見込みの増ということで説明がございました。その内容及び、法改正が10月に多分あったと思いますけども、法改正後の本市ふるさと納税の状況及び今後の見通しについてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

令和5年度のふるさと納税の申込み状況、個人分ですけれども、令和6年1月末日現在で申込み件数は約38万件、金額にして約49億円です。3月補正において、寄附金、個人分を6億円を増額して計上することにつきましては、まず1月末現在の昨年度の状況と比べ、2月、3月の歳入見込みを立てまして、加えて、ふるさと応援基金積立金、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業といった歳出予算のほうも考慮した上で決算見込みといたしまして、歳入歳出予算54億円と見込んでいます。

また、ふるさと納税の次期指定に向けた見直しにより募集適正基準の改正などが行われた10月以降の申込み状況を申し上げますと、令和5年10月から令和6年1月までは申込み件数は約6万件、金額にして約8億円となります。

ふるさと納税は、例年ですと12月に寄附申込みのピークを迎えるところ、本年度は10月の制度改正前の9月に駆け込み需要があったことも影響しておりますけれども、10月以降の申込み状況は昨年度と比べ4分の1を下回っている状況であり、1月のみで比較した場合でも3分の1を下回っている状況です。

今後の見通しといたしましては、令和6年度当初予算では24億円とさせていただいておりますが、もともとふるさと納税が御寄附いただくものということで見込みを立てるのは難しいことに加えまして、本年度10月からの制度改正に伴い、返礼品の品目、その寄附金額に変更が生じたこともあり、今後の寄附の見込みを立てることは難しいところでありますけれども、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。どうもすみませんでした。

じゃ続きまして、39ページ、総務管理費、諸費、防犯灯整備・管理事業1,491万円のことでありますが、本市の防犯灯、LED化にするというような説明だったと思います。本市の防犯灯のLED化の状況と、あと工事費の補助金の支給要件について、それと経年劣化のLED灯についての今後の取扱いについて、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。

初めに、本市の防犯灯LED化の状況についての御質問でございますが、各区が維持管理する防犯灯の総数2,438基のうち1,941基、約8割がLED灯となっております。

次に、2点目の補助金の支給要件についての御質問でございますが、各区が維持管理する電気料金補助の対象となっている蛍光灯をLED灯に転換する際に要する経費に対し補助するものであり、この対象経費の内容としましては、既存蛍光灯の撤去処分、LED灯、こちら消費電力が10ワット以下となりますが、こちらの本体費用、また設置取付け、東京電力への変更申請など、LED灯転換に要する一切の経費について、1灯当たり3万円を上限に補助を行うものであります。また、各区の財政事情、状況を考慮しまして、補助金交付に際しては概算払い

を行う考えであります。

次に、3点目の経年劣化のLED灯の取扱いについての御質問でございますが、各区が維持管理を行っているLED灯には修繕、交換が必要になる時期に差し加かってきているものもあると認識しております。各区からは防犯灯の修繕等、維持管理経費に対する市の支援について、根強い要望があることも十分承知しております。

今回のLED灯転換補助については、物価高騰の影響を受け、蛍光灯のLED灯転換に苦慮している各区を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源の一部として、臨時的に実施するものでありますが、世界情勢または国内の情勢を見ましても、引き続き物価高の傾向が続くものと推察します。このため、今後、経年劣化のLED灯について、物価高騰と社会情勢を勘案しながら、またLED化に伴う電気料金補助の削減効果分を加味しながら、支援について検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この防犯灯につきましては、やはり自分も担当したところもあります。蛍光灯と電気料が相当LED化のほうが安いということで、各区のほうに協力をしていただいている。その中で、興津地区とか、そのほかの地区もありましたけども、早めに手をつけていただいたところもございます。その場合に、もうそれから10年ぐらい、たつと思います。そうしますと、今回の補助金を使いますと約100%、勝浦市内がみんなLED化になってくるよと。今、多分、料金のほうにつきましても、価格、月の12か月で勝浦市は多分100%ぐらい近いものを払っているというところもあります。

そうしますと、やはり長年使って協力的な地区もありますので、それが経年劣化したということになってくれば、やはりそこに更新をするような形の何か施策をして、これは要望ということをお願いしたいんですけども、ちょっとそのような形での、また防犯灯の進め方をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 次の質問はいいですか。

○4番（長田 悟君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号ないし議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号ないし議案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第7号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第8号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第9号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第10号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第6、発議案を上程いたします。発議案第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書について、提案理由の説明を申し上げます。

勝浦市は千葉県の南東部に位置する漁場、農業、そして観光のまちです。バラエティーに富んだ海岸線、風光明媚な自然や絶景スポット、430年以上続く朝市は、多くの観光客が訪れます。また、日本武道館研修センターや国際武道大学には、国内外から訪れる方も多く、国際色豊かなまちでもあります。

近年、119年間猛暑日を記録したことのない、夏涼しいまちとして脚光を浴びていますが、実は冬も暖かく、テレワークの普及により移住や2地域居住が進み、都心と勝浦市をつなぐ公共交通の重要性が増しています。

そんな中、令和6年3月にダイヤ改正があります。

ビッグひな祭りの開催や各種イベントの開催、海水浴場の開設等により、1年を通して勝浦市内へ観光客誘致を図るとともに、市民旅行でのお座敷列車運行や駅からハイキングなど貴社と連携した催行によりJRの利用促進を図ってきました。

さらに、令和5年度からは、高校生の通学定期券購入費補助金制度や通勤通学者特急券購入費補助金制度を創設し、さらなるJRの利用促進を図っているところであります。

新型コロナウイルス感染症により冷え切っていた経済も、以前のように戻りつつある中、令和6年3月のダイヤ改正は、勝浦市のみならず、外房線沿線の自治体が取り組むJRの利用促進に相反し、通勤通学の利用者や観光客の減少に直結するなど、外房地域全域に多大な影響を及ぼすものであります。

以上のことから、勝浦市議会は、ダイヤ改正の見直し、現行の運行本数の維持・拡充を強く要望するものであります。

加えて、今後においてダイヤ改正を行う場合は、沿線自治体への影響が大きいことを鑑み、事前に状況調査等を行うことを求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は、可決されました。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明2月27日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

お疲れさまでした。

午後1時25分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第1号～議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決
1. 発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決